

免許法別表第1備考第5号のロ

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

☆09/2/10 全私教協教員免許事務勉強会質問表<抜粋>

本学においては、大学設置基準第29条第1項「その他文部科学大臣が別に定める学修を当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる」を適用し「TOEIC・TOEFL及びTOFELiBT」の点数によって、「English1A (Speaking)」等の授業科目の単位として認定をしております。

また、当該学部は、「English1A (Speaking)」等を「教科に関する科目」及び「免許法施行規則第66条の6に定める科目である外国語コミュニケーションの科目」として中学校及び高等学校教諭一種免許状「英語」の課程認定を受けています。

つきましては、下記の免許状取得に際しての当該認定科目の取り扱いについてご教授願います。

Q

- ①当該認定単位を免許法別表第1備考第5号のロ（「備5ロ」）を適用し「中学校及び高等学校教諭一種免許状『英語』の教科に関する科目」として認定することはできますか？
- ②免許法別表第1備考第4号「特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。」とありますが、当該認定単位を「免許法施行規則第66条の6に定める科目である外国語コミュニケーションの科目」として認定することはできないということでしょうか？

A

- ①認定課程を有する大学が適当であると認めれば、教育職員免許法別表第1備考5ロによって、「TOEIC・TOEFL及びTOFELiBT」の点数によって、「English1A (Speaking)」等の授業科目の単位とみなされたものを、免許状取得に必要な教科に関する科目の単位として使用することは可能ですが、大学の単位としてみなされたものは、大学の課程において本来修得した単位ではないため、免許状取得に必要な単位として使用することは望ましくないと考えます。

②「TOEIC・TOEFL 及び TOFELiBT」の点数によって、「English1A (Speaking)」等の授業科目の単位とみなされたものを、免許状取得に必要な 66 条の 6 に関する科目として使用することは可能ですが、大学の単位としてみなされたものは、大学の課程において本来修得した単位ではないため、免許状取得に必要な単位として使用することは望ましくないと考えます。

そのため、課程認定においては、上記大学の単位としてみなされたものを含めて、認定をすることはできないと考えます。

☆上記回答に対する再質問及び回答

Q 「備 5 ロで TOEIC 等のスコアを教科に関する科目として認定が可能」とされております。

この「大学が適当であると認めれば免許状取得に必要な教科に関する科目の単位として使用することが可能」について、具体的に備 5 ロをどのように解釈した結果、使用できるとなったのかご指導をお願いいたします。

当方の解釈としては、備 5 ロは、課程認定を受けていない大学で修得した科目と、文部科学省が大学の課程に相当するものとして指定する課程（＝免許法施行規則第 26 条で定められているとおり高等専門学校等の科目）のみ適用でき、その他の学習（情報の資格や TOEIC のスコア）は大学その他の機関で修得した科目ではないので、適用できないと考えておりました（そもそも対象外だと考えておりました）。

また、「使用できる」ということであれば、備 5 ロの解釈変更ならば、教育委員会等への周知、次年度手引きへの反映についても、遺漏なくお願いいたします。

A TOEIC・TOEFL 及び TOFELiBT は認定課程の一部としては認められないものですが、大学設置基準第 29 条により TOEIC・TOEFL 及び TOFELiBT 等のスコアを単位として認定しているのであれば、教育職員免許法別表第 1 備考第 5 号ロに定める「認定課程以外の大学の課程において修得したもの」に該当する場合があります。

ただ、法令上禁止されていませんが、このような取り扱いは決して望ましいものではありません。

また、今回の回答は解釈変更ではありませんが、ハンドブックに掲載するなど、各機関に周知できるように致したいと思います。